

登録票（許可証）再交付申請

| | | | | |
|---------------|--|--------|------------------------|--|
| 事 項 | 登録票（許可証）を破り、よごし、又は失ったとき（奈良市内店舗を除く） | | | |
| 根拠法令等 | 令第36条(登録票又は許可証の再交付) 規則第11条の3(登録票又は許可証の再交付の申請) | | | |
| 提出書類 | 1 登録票（許可証）再交付申請書 2 破り又は汚した登録票（許可証） | | | |
| 提出先 | 奈良県薬務課 | 標準処理期間 | 5日 (閉庁日及び書類補正期間を除く) | |
| 受理機関 | 知事（薬務課） | 提出部数 | 1部 | |
| 手数料 (収入証紙) | 4,000 | | | |
| | 平成10.4.1現在 | | | |

< 留意事項 >

1 申請の取扱いについて

登録票（許可証）の再交付は、当初交付した登録票（許可証）の再交付となる。

記載事項に変更を生じている場合には、併せて書換え交付申請を行うことにより、申請時点の許可内容を反映した登録票（許可証）の交付を受けることができる。

登録票（許可証）の再交付を受けた後、失った登録票（許可証）を発見したときは、直ちにこれを返納すること。

特定毒物研究者の許可証にあっては、再交付申請の手数料は不要である。

2 登録票（許可証）の交付について

- ・原則として申請日の1週間後に登録票等（裏面に「前交付年月日」、「書換事項」を付記）を発行しますので、受取印（受領者の個人印で可）を持参のこと。
なお、登録票等の郵送を希望する場合には、申請時に切手470円分を貼付した角2サイズ（A4サイズの紙を折らずに入れることのできる大きさ）の返信用封筒を提出すること。

3 申請書の記載事項について

| 記載欄 | 記載上の注意事項 |
|-------------------------|--|
| 登録（許可）番号及び登録（許可）年月日 | ・現有登録票（許可証）の左上に記載の番号、及び下欄の有効期間開始日を記入する。紛失のためわからない場合は、申請時に薬務課に照会のこと。 |
| 製造所（営業所、店舗、事業場）の所在地及び名称 | ・現有登録票（許可証）に記載されている所在地及び名称を記載する。ただし、名称を変更した場合は、変更後の所在地及び名称を記載する。 |
| 再交付申請の理由 | ・該当する理由を で囲む。 |
| 備考 | ・登録票（許可証）を紛失した場合は、「紛失した登録票（許可証）を発見したときは直ちに返却します。」との旨を記載する。 |
| その他 | ・法人申請にあっては、法人登記印を押印すること。 ・申請時に記載事項を容易に訂正できるよう、申請書の余白に捨印を押印することが望ましい。（捨印がない場合は、全ての訂正箇所に押印が必要。） |

4 登録票（許可証）の交付

原則として、申請日の5日後に登録票を発行するので、受取印（受領者の個人印で可）を持参のこと。

なお、登録票の郵送を希望する場合には、申請時に切手470円分を貼付した角2サイズ（A4サイズの紙を折らずに入れることのできる大きさ）の返信用封筒を提出すること。

収 入
証 紙

別記第 1 3 号様式

登録票（許可証）再交付申請書

| | |
|---------------------------------|-----------------|
| 登録（許可）番号及び 登録（許可）年月日 | 第 号 平成 年 月 日 |
| 製造所（営業所、店舗、 事業場）の所在地及び 名称 | |
| 再交付申請の理由 | 破損 ・ 汚損 ・ 紛失 |
| 備 考 | |

製造業
輸 入 業
毒物劇物一般販売業登録票
上記により、
農業用品目販売業
特定品目販売業
特定毒物研究者許可証
の再交付を申請します。

平成 年 月 日

住 所
（法人にあっては、主
たる事務所の所在地）

氏 名
（法人にあっては、名
称及び代表者の氏名）

印

TEL () -

奈良県知事

殿